

障がい者等日常生活用具給付事業品目一覧

■介護・訓練支援用具

品目	障害及び程度	性能	基準額	耐用年数
特殊寝台(身体障害者のみ)	○下肢又は体幹機能障害2級以上 ○難病患者等で寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000円	8年
特殊マット	○下肢若しくは体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)(常時介護を要する者に限る。)又は重度若しくは最重度の知的障害者(児)(原則として3歳以上の者) ○難病患者等で寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止する機能を有するもの	19,600円	5年
特殊尿器	○下肢又は体幹機能障害1級であって、常時介護を要する者※原則として学齢児以上の者 ○難病患者等で自力排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、障害者(児)・難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000円	5年
入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上で、入浴に当たって家族等他人の介助を要する者(原則として3歳以上の者)	障害者(児)を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400円	5年
体位変換器	○下肢又は体幹機能障害2級以上で、下着交換等に当たって家族等他人の介助を要する者(原則として学齢児以上の者) ○難病患者等で寝たきりの状態にある者	障害者(児)・難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの	15,000円	5年
移動用リフト	障害2級以上・難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある者(原則として3歳以上の者)	介護者が重度身体障害者(児)・難病患者等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000円	4年
訓練いす(児のみ)	下肢又は体幹機能障害2級以上(原則として3歳以上の者)	原則として附属のテーブルを付けるものとする。	33,100円	5年
訓練用ベッド(児・難病患者等のみ)	障害のある者(原則として3歳以上の者)	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200円	8年